

中間検査手数料の減額制度のご案内

7月1日からの木造建築物の中間検査対象拡大に際し、当センターでは、中間検査の確実な実施とお客様へのサービスの向上を目的に、下記の中間検査手数料の減額を行っております。

○保険検査との同時検査割引制度

木造建築物で中間検査と合わせて同時に保険検査を行う場合、中間検査手数料から1件当たり3,000円を減額します。(軸組工法、一戸建て、長屋、共同住宅を対象)

これは、中間検査が当センターの取扱う住宅瑕疵担保保険^①の中間現場検査(2回目)と同時に実施できる場合、中間検査業務の効率化が図れるため、中間検査手数料から3,000円を減額するものです。(※災害に伴う手数料の減免対象を除く。)

(^①1 まもりすまい保険、あんしん住宅瑕疵保険、JIOわが家の保険)

確認申請や中間検査申請の受付時に、担当者から住宅瑕疵担保保険のご利用と同時検査の意向を伺いますので、手続きの詳細は、センター各事務所受付窓口でお尋ねください。